

Title	企業グループ内再保険取引の正確な把握とCFC税制： 米国制度を参考に
Sub Title	Accurate understanding of intra-group reinsurance transactions and CFC taxation : focusing on the U.S. Subpart F Rules
Author	辻, 美枝(Tsuji, Mie)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.1 (2025. 1) ,p.163- 188
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	吉村典久教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250128-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業グループ内再保険取引の正確な把握と CFC 税制

—— 米国制度を参考に ——

辻 美 枝

はじめに

- 1 企業グループ内再保険取引
- 2 支払保険料の損金算入性
- 3 CFC 税制上の保険特例
- 4 米国の Subpart E ルールと保険所得
むすびにかえて

はじめに

企業グループ内再保険取引は、(a) 保険会社がその外国再保険子会社と直接再保険取引を行う場合と、(b) 一般事業会社が第三者である保険会社を介して外国再保険子会社と再保険取引を行う場合が想起される。この一連の取引で問題となるのは、まず支払保険料の損金算入性（法人税法二条三項・四項）、次に移転価格税制（租特法六六条の四）の適用、そして外国子会社合算税制（租特法六六条の六。以下、「CFC 税制」という。）の適用である。⁽¹⁾ (a)

に関しては、平成二一年から平成二二年にかけてガンジー島事件（最判平成二一年二月三日民集六三卷一〇号二二八三頁）とファイナイト事件（東京高判平成二二年五月二七日判時二二一五号三五頁）、(b)に関しては、令和四年から令和六年にかけて末廣鉄網事件（東京地判令和四年三月一〇日税資二七二号順号一三六八四、東京高判令和六年三月六日判例集未登載）・ボディワーク事件（東京地判令和五年一月二七日LEXDB 23597383）・日産自動車事件（最判令和六年七月一八日裁判所HP最高裁判所判例集）において、支払保険料の損金算入性またはCFC税制の適用に関する司法判断が示された。これらはいずれも平成二九年度CFC税制の抜本的改正前の事件であるが、企業グループ内再保険取引の具体例とともに、CFC税制が内包する課題を提供している。

本稿では、国境を跨ぐ企業グループ内再保険取引の仕組みをこれらの裁判例等から整理した上で、CFC税制の適用における再保険取引特有の問題を明らかにし、支払保険料の損金算入性および保険取引に対するCFC税制の特別規定を概観するとともに、米国のCFC税制であるSubpart Fルールの保険所得について概要を示したのち、若干の検討を行う。

なお、企業グループ内再保険取引のキープレーヤーとしてキャプティブが存在する。ファイナイト事件では、「キャプティブは保険会社以外の親組織により所有・管理されている保険会社で保険会社の子会社は除外されている」とするが、ガンジー島事件では、損害保険会社が親会社の場合もキャプティブと認定している。本稿では、説明の都合上、親会社が保険会社か否かに関わらず、その外国再保険子会社をキャプティブと表現する。

1 企業グループ内再保険取引

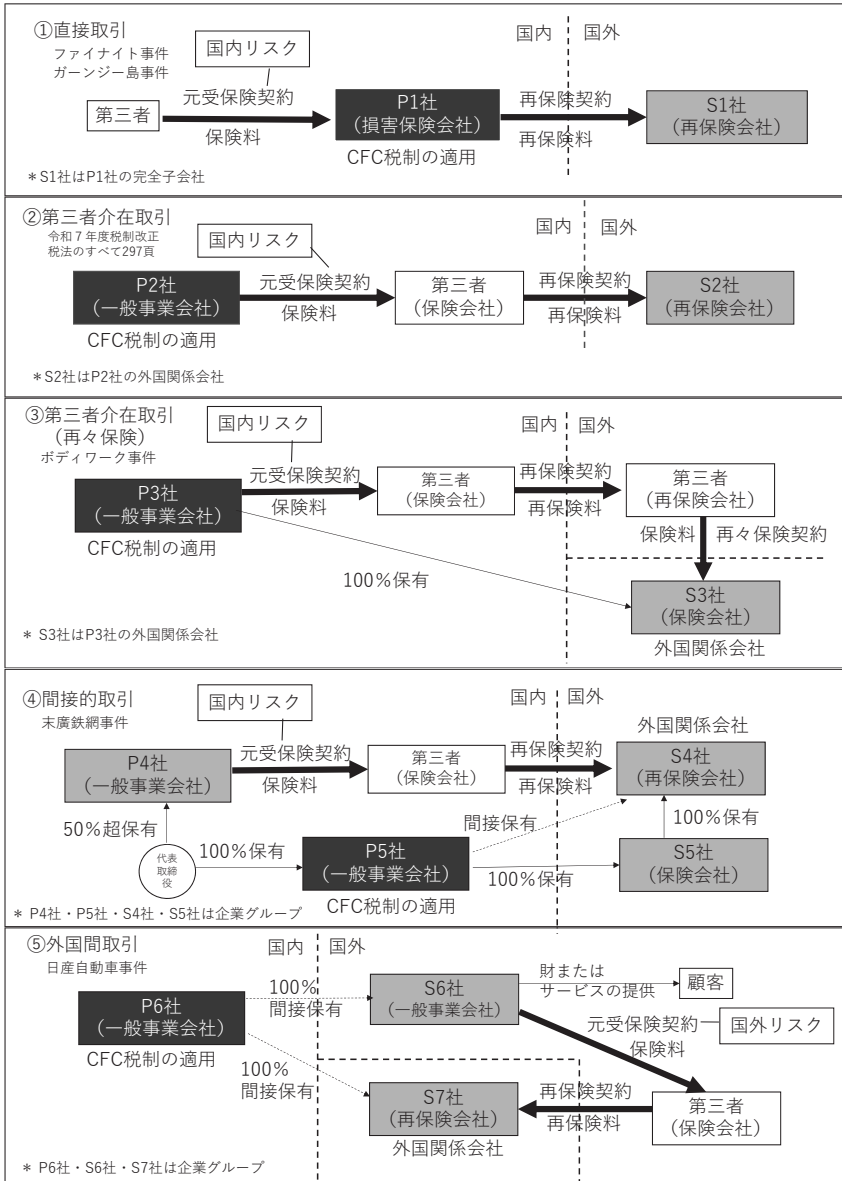
企業グループ内再保険取引は、再保険の性質上、必然的に国境を越える取引が主となる。冒頭で触れた複数の

裁判例および財務省が公表する税制改正の解説を整理すると、少なくとも次図に示す五つのパターン^(①)から^(⑤)に整理できる。

国境を跨ぐ企業グループ内再保険取引については、法人所得課税上、「国内の親会社では支払保険料が損金算入され、かつ、保険子会社でもタックス・ヘイブンでの軽課税が期待できる」と説明されている^(②)。特にパターン^(②)の場合を念頭に置いて、「保険取引のスキームを利用した租税回避」の抑止効果が、CFC税制に求められている^(③)。すなわち、支払保険料の損金算入による日本の税負担の減少を前提とし、この税負担の減少を支払保険料の損金算入の否認ではなく、CFC税制によって対処することを想定している。しかし、パターン^(⑤)は、国外保険リスクに係る外国間再保険取引であり、一般事業会社（内国法人）であるP6社は当該取引の当事者ではない^(④)。この場合、日本との関係において、「保険取引のスキームを利用した租税回避」は生じていない。

ボディワーク事件^(⑤)（パターン^(③)）と末廣鉄網事件（パターン^(④)）から、企業グループ内再保険取引は、グローバルに事業展開する大企業でなくとも、リスクマネジメントの一環として利用されていることがわかる。このリスクマネジメントの課税上の考慮について、ガンジー島事件では次のように示されている。納税者（損害保険会社である内国法人）の主張は、CFC税制の適用回避のためにガンジー島を選択したわけではなく、再保険子会社に再保険を引き受けさせることは、損害保険会社のリスクマネジメントに重要な意義を有するものであり、再保険子会社をその設立が容易なガンジー島に設立したことには合理性があるというものであったが、東京高裁（東京高判平成一九年一〇月二五日訟務月報五四卷一〇号二四一九頁）では、キャプティブは単に親会社の資産を子会社という形に変えただけで親会社の資産でリスクを処理することと変わらずリスクの移転がない、との識者の疑問が示され、また、保険料の損金処理など保険としての利点が享受できる一方で、キャプティブの「資金や剰余金（準備金）などの額が一般の保険会社に比べ小さく、リスクの保有能力も小さく、安定性も脆弱であ

図 企業グループ内再保険取引の例：パターン①から⑤



る」として、納税者の主張は認められなかった。最高裁では、上記諸点については触れていない。識者の疑問として示された部分は、現行の保険に係る事実上のキャッシュボックスには妥当するが、キャプティブの実態の一部に過ぎない。山下友信名誉教授は、この高裁判決を受けて、「キャプティブイコール租税回避というような見方をすべきではな⁽⁶⁾」とし、そのような見方は、「わが国の企業から有効なリスクマネジメントの手段を奪うことになり、わが国の企業の国際的競争力を失わせることにつながる」と批判する⁽⁷⁾。

この東京高裁のキャプティブの評価は、日産自動車事件（パターン⑤）の場合には妥当しない。日産自動車事件地裁判決（東京地判令和四年一月二〇日税務訴訟資料二七二号順号一三六六二）では、デンソー事件（最判平成二九年一〇月二四日民集七一巻八号一五二三頁）を引用して、「我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれ」があることから、適用除外基準（現行の経済活動基準）をすべて満たす場合には、CFC税制を適用しないとしている。日産自動車事件の場合、納税者は非関連者基準を充足せずCFC税制の適用となったが、問題となったキャプティブの取引規模（係争年度の収入保険料総額五億二五〇〇万米ドル強）、非関連者取引の割合（問題となった外国関連者間再保険取引をのぞいても収入保険料ベースで四八・二〇％）から自社または自社グループのみを対象として保険を引き受けているのではないこと、事実認定からは明らかではないが再保険市場においてリスク分散をしていると思われること、メキシコの第三者保険会社からバミューダのキャプティブに出再する際に源泉徴収税（グロス保険料額に対して二％程度）が徴収されていた可能性⁽⁸⁾があること、などの諸点に鑑みると、自社または自社グループ内の保険リスクのみを引き受ける一般的なキャプティブとは異なり、一定の税負担をしつつ、「正常かつ合理的な経済活動」を営んでいると評価できる余地は十分にあるように思われ、むしろ非関連者基準が枷となってその経済活動を阻害するおそれがまさに存在する事例といえよう。これは、非関連者基準が「取引の相手方」のみに着目して判断をしていること（日産自動車事件の地裁判示）でキャプティブの

経済活動の正当な評価ができていないことが原因の一つにあると思われる。

2 支払保険料の損金算入性

保険または再保険に関する定義規定は、保険法および保険業法にはなく、租税法においても特段に設けていない。租税法上は、「保険業法に規定する（生命／損害）保険会社と締結した保険契約」という文言では明示されており、⁽¹⁰⁾少なくとも、保険取引の相手方は保険業法上の保険会社（保険業法二条二項）または外国の法令に準拠して外国において保険業を行う外国保険業者（保険業法二条六項）を想定している。

第三者が介在する企業グループ内再保険取引において、一般事業会社が元受保険会社に支払った保険料の損金算入については、法人税法上、別段の定めによる制限規定などはなく、「現行のみなし処理」であり、明確な指針はないとの指摘がされているところである。⁽¹¹⁾ 保険業法または外国法の規制を受ける保険会社と締結した保険契約に基づく出捐であれば、厳密な損金性の判断をすることなく、とりあえず、当該出捐は、法人税法上、費用たる保険料として、公正妥当な会計処理の基準により、期間の経過に応じて損金の額に算入している（法人税法二条三項二号、四項）というところであろう。キャプティブは、「保険会社という法形式をとっているが、特定の企業または企業グループとの間でのみ外形的には保険取引の法形式をとった取引をする企業」であり、その経済的実質が「自家保険に極めて近い」⁽¹²⁾ものであっても、法人所得課税上、キャプティブへの直接または間接的な支払保険料の損金算入性は問われていない。ファイナイト事件では損害保険会社である内国法人がキャプティブに支払った ELC 再保険契約に係る掛捨て再保険料の損金算入性が争われたが、高裁判決では、「個別的対応関係はないものの、当該事業年度の保険事故の発生に伴い受け取るべき保険金という収益獲得のために費消された財貨

として法人税法二二条三項柱書にいう『損金』に算入される『費用』(同項二号)に該当する。」と判示している。⁽¹³⁾
本来であれば、支払保険料の損金算入性を厳密に問うべきところ、法人所得課税上、その判断を放棄し、当該損金算入による税負担の減少をCFC税制によって対処しようとしているともとらえられる。そこで、第三章では日本のCFC税制上の保険特例を概観し、このことを検証する。

3 CFC税制上の保険特例

一九九六年(平成八年) 保険業法改正による保険自由化が契機となり、一般事業会社におけるリスクマネジメントの必要性がより一層認識され、キャプティブの海外設立が進んだとされるが、キャプティブの設立地は輕課税国に限らない。米国では、ニューヨーク州やハワイ州などの州法によりキャプティブの米国内での設立が認められており、課税上の優遇措置もある。例えば、ハワイ州でキャプティブを設立し、課税年度の保険料収入が一〇万ドル以下である場合にマイクロキャプティブ特例(MicroCAPT)を選択すると、保険料収入に係る所得金額に課税されないことから、日本のCFC税制の租税負担割合による適用除外要件に該当しない可能性がある(未廣鉄網事件)。

日本のCFC税制における保険業を対象とする特別規定のうち、ここでは、経済活動基準の一つである非関連者基準、保険に係る事実上のキャッシュ・ボックス、そして、部分合算課税の対象となる保険所得を取り上げる。⁽¹⁵⁾

3-1 非関連者基準と改正経緯

非関連者基準は、CFC税制が創設された際に適用除外要件の一つとして導入されたものである。保険業を含

め、現在八業種に適用されているが、これらの業種は、取引が必然的に国外に及ぶため、「主として独立の第三者との取引を行っていればその地に所在することの経済合理性を認め得る」とされる⁽¹⁶⁾。保険業の場合は、各事業年度の収入保険料の合計額のうち、非関連者からの収入保険料が五〇%を超えていることが判断基準となっている。

パターン②のような第三者介在取引の場合には、非関連者を介在させることについて相当の理由があると認められる場合を除き、当該取引は関連者との間において直接行われたものとみなして非関連者基準を適用する旨が定められていた(旧租特令三九条の一七第九項)。しかし、「保険業特有の取引である再保険取引の形で非関連者が介在する場合には、関連者の取引とみなす規定の取扱いが不明確」とされていたことから、平成七年(一九九五)年度税制改正により、非関連者からの収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限定された(租特令三九条の一四の三第二八項五号イ括弧書き⁽¹⁷⁾)。一般事業会社は、海外直接付保規制(保険業法一八六条一項)により、内国法人である保険会社(第三者)と日本国内の保険リスクに関する元受保険契約を締結するしかないのが現状であるところ(パターン②から④)、この改正では、「国内の親会社が実質的には海外子会社に保険料を支払うケースでも、直接の保険契約とするのではなく、いったん非関連者との保険契約を結ぶスキームとすることにより非関連者基準が充足されると解釈される懸念」から、「保険契約によって担保される保険危険の過半が非関連者の財産等に係るものかどうか」⁽¹⁸⁾が判断基準とされた。つまり、親会社の国内保険リスクに係る保険料を、第三者を介して外国再保険子会社に支払うことを想定しているが、平成七年度改正により挿入された上記規定括弧書き内の文言に「国内保険リスク」のような限定は付されていないため、国外保険リスクに係る外国間再保険取引も対象に含まれることになる(パターン⑤)。さらに先の規定でいう「相当の理由」の範囲が必ずしも明確ではな

つたため、平成二九年（二〇一七年）度税制改正によって、取引対象となる資産等が「関連者から非関連者を介して外国関係会社に移転等をされることがあらかじめ定まっている場合」には、非関連者と外国関係会社との取引は関連者取引とみなされることになった（租特令三九条の一四の三第二九項⁽¹⁹⁾）。

令和元年（二〇一九年）度税制改正では、「現地で保険業を営む外国関係会社が、グループの資本の効率化等の観点から、グループ内再保険取引を通じて引き受けたりリスクの再配分を行う」一方で、「グループ内の再保険取引については、保険引受けによる所得を保険リスクの所在地国から別の国に容易に移転できるという意味で、租税回避リスクが高いという側面」があることから、特定保険受託者又は特定保険委託者が引き受ける一定の要件を満たす再保険取引に係る再保険料に限り、関連者から収入する保険料に該当しないこととする改正が行われている（租特令三九条の一四の三第二八項五号ロ⁽²⁰⁾）。

3-2 保険に係る事実上のキャッシュ・ボックスと保険所得

令和元年度税制改正では、さらに、保険に係る事実上のキャッシュ・ボックス（租特法六六条の六第二項二号ハ）が導入されるとともに、部分合算課税の対象に保険所得（同条六項七号の二、租特令三九条の一七の三第一七項・第一八項）が新たに含まれることになった。

保険に係る事実上のキャッシュ・ボックスは、①収入保険料の合計額に占める非関連者等収入保険料の合計額の割合が一〇％未満であること、および、②関連者等収入保険料の合計額に占める非関連者等支払再保険料合計額が五〇％未満であることの二つの要件を満たす外国関係会社である。この場合には、特に租税回避リスクが高い事実上のキャッシュ・ボックスとして、会社単位の合算課税の対象となる。①の要件は、「関連者からの収入保険料が大部分を占めているためにその引き受ける保険リスクの大部分が関連者の有するリスク」であること、

そして②の要件は、「引き受けた保険リスクの多くを自ら抱え込んでいるために、保険におけるリスクの移転や分散といった重要な機能を果たしていると考えにくい」ことの判断基準となっている。⁽²¹⁾ ①の要件でいう非関連者等収入保険料が再保険に係るものについては、当該収入保険料に非関連者基準と同じ限定が付されている（租特令三九条の一四の三第一三項一号）。

令和元年度税制改正において、保険所得が新たに部分合算課税の対象とされた。その理由は、BEP S 行動 3 最終報告書において、保険所得はBEP S リスクの高い所得類型とされており、諸外国のCFC 税制でも基本的合算対象所得としていることにある。⁽²²⁾ 保険所得の金額は、各事業年度の収入保険料から支払再保険料を控除した正味の収入保険料と、支払保険金から収入した再保険金を控除した正味の支払再保険金の額との差額に相当する金額である。

3—3 問題の所在

非関連者基準も保険に係る事実上のキャッシュ・ボックスも、取引の相手方が非関連者か否かに着目して適用の可否が判断される。保険所得の場合は、取引の相手方を含めて何ら限定はされていない。

昭和五三年（一九七八年）制度創設当時の説明によれば、「タックスヘイブン対策税制の目的は、輕課税国……にある子会社等で我が国株主により支配されているようなものに我が国株主が所得を留保し、我が国での税負担を不当に輕減することを規制すること」⁽²³⁾とされている。平成二二年（二〇〇九年）度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度（法人税法二三条の二）の創設後は、「端的に日本の課税ベースの浸食への対抗措置」として制度をとらえる考え方が有力とする見解がある。⁽²⁴⁾ この見解は、『我が国株主』の所得が過少に現れていることこそが、タックス・ヘイブン対策税制のターゲット」であるとの見解とも通じよう。⁽²⁵⁾ ただし、OECD のBEP S

行動3最終報告書をもとに、平成二九年（二〇一七年）度税制改正による部分適用対象金額の範囲の拡充を「foreign-to-foreign stripping への対応の実質的強化」と評価し、日本のCFC税制が親会社居住地国の「課税ベースを浸食する偽装的な所得移転を捕捉する」制度とも異質であるとする指摘もある⁽²⁶⁾。日本のCFC税制は国外リスクに係る外国間再保険取引までも対象としていえると考えらるべきなのだろうか。パターン⑤の場合には、現行法令の素直な解釈からは当該取引をもCFC税制の対象に取り込んでしまう結果とならざるを得ない。しかし、日本の税源浸食がない（保険料の支払がない）場合にまで適用すべきなのは疑問である。この点に関しては、すでに論じられているところである⁽²⁷⁾。そこでは、foreign-to-foreign stripping もCFC税制の対象とすることに積極的な見解⁽²⁸⁾と消極的な見解⁽²⁹⁾が示されているが、本稿の立場は後者の見解に近い。このことは、外国間再保険取引の当事国の一方（第三国）が税源浸食對抗策として、米国の連邦消費税やメキシコの源泉徴収税のような税を課している場合には顕著である。企業グループ内再保険取引への適用に際しては、「日本の課税ベースの浸食」もしくは「我が国株主」の所得が過少⁽³⁰⁾となる事象またはその基因となる日本との何らかの結びつき（Nexus）が必要であると考ええる。

そこで、米国税制を参考にして検討したい。米国のCFC税制はインカムアプローチを採用し保険所得を対象としているところ、二〇一七年に資本参加免税制度を導入している。日本のCFC税制は元来エンティティアプローチであったが、二〇一〇年に一部インカムアプローチを採用し、二〇一九年に部分合算課税対象となる受動的所得に保険所得を含めている。また、二〇〇九年に外国子会社配当益金不算入制度を導入している。本稿が論点とするのは、CFC税制におけるパターン⑤の国外保険リスクに係る外国間再保険取引の考慮である。米国の比較は、直接的には、保険所得に限定されるものの、間接的には非関連者基準・保険に係る事実上のキャッシュ・ボックスにも応用できる可能性がある。次章では、米国のCFC税制の対象である保険所得（Insurance

income) に焦点を当てて、概括する。

4 米国の Subpart F ルールと保険所得

米国では、国外への再保険料の支払に関しては、内国歳入法典上、重疊的に制限規定を設けており、国境を跨ぐ再保険取引に厳格に対処しようとする態度がうかがえる。その制限規定は、一九四二年歳入法 (Revenue Act of 1942) で導入された外国保険会社への保険料の支払に対する連邦消費税の課税 (IRC§437)³¹、一九六二年歳入法 (Revenue Act of 1962) により創設された Subpart F ルールにおける保険所得の米国株主への合算課税 (IRC§953)³²、一九八四年財政赤字削減法 (Deficit Reduction Act of 1984) で創設された再保険取引に係る租税回避否認規定 (IRC§845)³³、二〇一七年税制改革法 (Tax Cuts and Jobs Act) で創設された外国関連者へ支払った再保険料に対する「ミニムム課税 (BEAT (Base Erosion and Anti-Abuse Tax)) (IRC§59A(d)(3))」である。以下では、Subpart F ルールの保険所得と連邦消費税について概観する。

4-1 Subpart F ルール導入の背景

米国での CFC 税制は、Subpart F ルール (IRC§951-965) と称され、特定の所得を対象とするインカムアップローチを採用している。³¹ Subpart F ルールの導入は、一九六一年四月のジョン・F・ケネディ大統領の教書³²での提案による。米国は、戦後復興期に、海外投資に対する税制上の優遇措置を与えてきたが、欧州・日本の復興が完了し、もはや経済先進国への投資に対する外交政策上の理由はなくなった一方で、国内投資を強化して経済を刺激し、設備の近代化を図るとともに、国際収支赤字を改善することが重要な課題となっていた。³³そこで、投資

に対する税制上のインセンティブは、発展途上国については継続するものの、ライセンスや保険など一般的にタックス・ヘイブンを利用する傾向にある活動に対しては課税繰延の特権を与える正当な理由はないとして、発展途上国であっても当該特権を廃止することを提案した⁽³⁴⁾。これを受けて創設されたのが、一九六二年歳入法による Subpart F ルールであり、タックス・ヘイブンの濫用または一定の外国所得 (Subpart F 所得) に対する課税繰延を終焉させる目的で導入されたものである⁽³⁵⁾。

創設当初の Subpart F 所得は、保険所得と外国基地会社所得の二種類であり、当時からその筆頭に保険所得が置かれている (IRC§952(a)(1))。Subpart F ルールは、改正を重ね、相当複雑な制度になっているところ、二〇一七年税制改革法により、新たに GILTI (Global intangible low-taxed income included in gross income of United States shareholders) が追加されている (IRC§951A)。

保険所得創設の契機とされるのが、一九五九年の生命保険会社所得課税法 (Life Insurance Company Income Tax Act of 1959) 制定である⁽³⁶⁾。これにより、生命保険会社の保険引受利益が米国の所得課税に服することになったことから、米国企業のなかには、外国保険子会社に自己のリスクを引き受けさせるほうが有利だと考えるものも現われた⁽³⁷⁾。資本に裏打ちされた保険取引は、国内外どこでもできるため、例えば、米国企業が、バミューダで保険子会社を設立し、当該保険子会社へ支払った保険料は米国の所得から控除される一方で、バミューダの保険子会社の保険引受所得と投資所得は所得課税されずに累積されるという⁽³⁸⁾、税制上のメリットを享受することができ⁽³⁹⁾る。このような国際保険スキームによるドル流出に対抗し、失われた歳入に対する課税権を取り戻すために、保険所得が Subpart F 所得の一つとして導入された。

4—2 保険所得

4—2—1 概要

Subpart F 所得は、CFC (Controlled foreign corporations) の米国株主の持ち分に応じて、当該株主の総所得に合算して課税される (IRC§951)。CFC が米国内で行う取引または事業に実質的に関連する米国源泉所得は、Subpart F 所得に含まれない (IRC§952(b))。

Subpart F ルールでは、一般的なオフショア保険と、CFC による米国株主およびその関連者のリスクに係る保険 (キャプティブ保険) とを区別し、後者への課税をより強化している。⁽⁴⁰⁾ 例えば、CFC 判定基準である CFC は、原則として、総議決権 (または株式の総価値) の五〇%超が米国株主に所有されている外国法人である (IRC§957(a))。ただし、保険業を営む CFC の場合は二五%超 (IRC§957(b)) に引き下げられている。この閾値の引き下げは、IRC§953(e)(2) にいう免税契約 (exempt contract) 以外の保険または再保険から受け取る保険料総額が、全リスクに係る保険料総額の七五%を超える場合にのみ適用される。ただし、キャプティブの場合にはこの限定条件はなく、二五%以上を基準に判断される (IRC§953(e)(1)(B))。この閾値の引き下げによって、保険業を米国の課税対象外とすることは、他の事業よりもはるかに難しいとの指摘がある。⁽⁴¹⁾

保険所得は、保険または再保険に基因するものであり、当該所得が国内保険会社の所得であったとすれば米国で課税されるものをいい (IRC§953(a)(1))、免税保険所得 (exempt insurance income) が除かれている (IRC§953(a)(2))。一九六二年歳入法による創設当時から一九八六年税制改正法 (Tax Reform Act of 1986) による改正までは、「米国内の活動から生じる責任 (liability)、または米国の居住者の生命 (lives)・健康 (health) に関するリスクとされていたが、一九八六年改正により「保険所得」に改正されている。この改正は、保険会社の

設立国以外のリスクから生じる保険所得については、そのリスクが米国内に所在するか否か、被保険者が関連者であるか否かに関わらず、即時課税の対象とすべきだという議会の判断による。⁽⁴²⁾ その理由は、保険所得はタックス・ヘイブンに設立された法人を通じて容易に迂回させることができるため、Subpart F ルールが対象とする移動性の高い所得類型に該当し、CFCがその設立国以外のリスクを引き受ける場合には主として課税上の理由で保険所得を迂回させているとみなすのが相当であるからだとされている。⁽⁴³⁾

4-2-2 免税保険所得

免税保険所得は、適格保険会社（その支店を含む。以下同じ。）が米国外で免税契約に係る保険または再保険を引き受けることで得られる所得であり、適格保険会社の本国（home country：設立国のうち）（IRC§953(e)(6)）の課税上、当該本国で稼得した所得とされるものをいう（IRC§953(e)）。すなわち、本国で適切に課税されるものは保険所得から除かれる。免税契約は、米国外の財産、米国外の活動から生じる責任、米国外の居住者の生命または健康に係る保険契約をいう（IRC§953(e)(2)(A)）。ただし、次の最低本国所得要件と実質活動要件を充足するものに限られている。

最低本国所得要件は、適格保険会社が免税契約から受け取る正味収入保険料（net written premium：収入保険料から支払再保険料を控除したもの）の三〇％超が、非関連者に係る適用対象本国リスク（applicable home country risk）をカバーする契約によることを求めている（IRC§953(e)(2)(B)）。適用対象本国リスクは、適格保険会社の本国の財産、本国の活動から生じる責任、本国の居住者の生命または健康に係るリスクである。適格保険会社は、本国で保険会社としての規制を受け、かつ、本国で非関連者に保険または再保険を販売するために本国の保険規制当局から許認可または規制を受けているCFCであり、その支店を含めた正味収入保険料総額の五〇

%超が非関連者に係る適用対象本国リスクをカバーする契約によるものをいう (IRC§953(e)(3))。

また、実質活動要件では、適格保険会社が発行する契約で適用対象本国リスク以外のリスクをカバーするものは、適格保険会社が本国で実体のある保険事業活動を行っており、当該契約によって所得を稼得する活動のすべてを実質的に本国で行っている場合に、免税契約とされる (IRC§953(e)(2)(C))。

さらに、最低本国所得要件と適格保険会社該当性の判断に関しては、濫用防止規定が設けられている。保険契約または再保険契約の保険契約者・被保険者・受取人が米国居住者であり、当該契約が当該居住者向けに米国外のリスクをカバーするために販売されている場合、または、適格保険会社が米国内外のリスクをカバーする契約に関する同時記録 (contemporaneous records) を管理しておらず、財務長官が要求する報告書を提出しない場合には、当該契約は免税契約とされない (IRC§953(e)(7)(D))。また関連者が引き受けた元受保険契約または再保険契約を再保険する契約からの保険料は、正味保険料の計算上、考慮しない (IRC§953(e)(7)(F))。これは、関連者間再保険取引を利用して正味保険料の額を調整することを防止する効果がある。日本の CFC 税制における保険所得にはこのような考慮は含まれていない。

4—2—3 キャプティブに対する特別規定

一九八六年改正により、税制が予定していない課税便益を享受していた一定のキャプティブに対する課税強化がなされた。改正前では、例えば、バルバドスを拠点とするキャプティブが、複数の米国株主に所有されている場合に、Subpart F による即時課税を免れ、米国とバルバドスの租税条約により米国の連邦消費税が免除され、⁽⁴⁴⁾さらに、バルバドスでは国内法により免許を受けた保険会社を非課税としていたため、キャプティブが稼得した所得には全く課税がされない状態にあった。また、Revenue Ruling 78-338 によれば、外国キャプティブが複数

の非関連者である少数米国株主等によりのみ保険を提供している場合であっても、当該米国株主がキャプティブに支払った保険料は損金算入されていた⁽⁴⁵⁾。そこで、一九八六年改正では、米国納税者が第三者と共同で外国キャプティブを所有することによって米国株主の所有要件の充足を免れ、Subpart F ルールの適用を回避することを制限するため、一定の関連者保険所得に該当する場合に、Subpart F の米国株主の所有要件を五〇%超から二五%超に引き下げることとした⁽⁴⁶⁾（４―２―１参照）。

関連者保険所得は、保険所得のうち、米国株主またはその関連者を直接または間接的に付保する保険または再保険に基因するものをいう（IRC§953(c)(2)）。ただし、外国保険会社による保険または再保険に係る被保険者またはその関連者が当該外国保険会社の総議決権および総価値のいずれも二〇%未満を所有する場合（IRC§953(c)(3)(A)）、または、関連者保険所得が、保険所得の一〇%未満である場合（IRC§953(c)(3)(B)）には適用しない。さらに、関連者保険所得を米国内の取引または事業に実質的に関連する所得とすること、かつ、租税条約に基づく関連者保険所得に関するすべての恩典を放棄することを選択した場合には適用しない（IRC§953(c)(3)(C)）。

４―２―４ デミニマス要件

課税年度の外国基地会社所得と保険所得の合計額が総所得の五%または一〇〇万ドルのいずれか少ない金額未満である場合には、総所得のうち、外国基地会社所得または保険所得とみなされる部分はないものとされる（IRC§954(b)(3)(A)）。ただし、その合計額が総所得の七〇%を超える場合には、総所得のすべてが外国基地会社所得または保険所得とみなされる（IRC§954(b)(3)(B)）。さらに、保険所得が米国の最高税率の九〇%超の実効税率で課税されている場合には、適用除外となる（IRC§954(b)(4)）。

4—3 連邦消費税 (Excise Tax) との関係

米国法人から外国関係保険会社に保険料が支払われる一定の場合には、連邦消費税が課税され、Subpart F ルールを補完している。連邦消費税は、海上火災保険に係る保険料に対する印紙税が嚆矢であり、第二次世界大戦中の多額の国庫負担の補填のために、一九四二年歳入法 (Revenue Act of 1942) によりすべての保険・再保険に適用されるように改正されたものであり、米国保険会社が外国保険会社と比べて競争上不利にならないよう政策として導入されたものである。⁽⁴⁷⁾ 連邦消費税 (IRC§84371-4374) は、外国(再)保険者への支払(再)保険料に対してグロス課税(1%ないし4%)⁽⁴⁸⁾ されるものであり、原則、保険料支払者の申告に基づき、源泉徴収される。

外国保険者は、米国内で取引または事業に従事する場合には連邦所得税がネット課税されるが、米国内で取引または事業に従事せずに米国リスクを引き受ける場合には連邦消費税がグロス課税される。これにより、米国内のリスクを引き受けることから生じる所得に米国の第一次課税権を保証している。

連邦消費税の非課税は二つある。⁽⁴⁸⁾ 第一に、米国内で保険事業を行う外国保険者に支払われる保険料など、米国内での取引または事業の遂行に実質的に関連する金額には適用されない (IRC§4373)。第二に、Subpart F ルールの保険所得は、米国内で取引または事業に実質的に従事したことから生じる所得ではないことから第一の非課税には該当しないが、IRC§953(c) または (d) による選択をした場合には非課税とされる。すなわち、CFC である外国保険会社または外国再保険会社が内国法人としての課税を選択した場合 (IRC§953(d))、またはその外国保険会社等の米国株主もしくはその関連者を付保する保険・再保険に係る保険所得を米国の取引もしくは事業の遂行に実質的に関連するものとみなすことを選択した場合 (IRC§953(c))、米国で所得課税される金額には連邦消費税を課さない。これらの選択による連邦消費税非課税は、第一の非課税と軌を一にする。なお、日本では保険会社に対して米国と同様の所得課税をしているため、日米租税条約議定書一(a)により、日本の保険会社へ

の再保険料の支払に對する連邦消費税は免除されている。

連邦消費税に關しては、再々保険取引にまで際限なく課税される累積課税の問題が顕在化した *Valdus* 事件⁽⁴⁹⁾がある。域外適用否定の推定のみに基づいて連邦消費税が国外取引に適用されないと解釈された初めてのケースとされる⁽⁵⁰⁾。ある論者は、*Valdus* 事件の累積課税論に依拠した解釈方法に異を唱え、連邦消費税は米国内の事業から所得を獲得しない外国保険会社にのみ適用するものであり、そもそも域外適用であるとして、連邦議会は元受保険の引受リスクが国内にあるという結びつき (*Nexus*) のみによってその域外適用を正当化しているものであり、それ以外の結びつきを裁判所が求めることを意図していない、と批判する⁽⁵¹⁾。米国では、*Subpart F* 所得である保険所得および連邦消費税の課税のいずれにも、基本的には米国内の保険リスクとの *Nexus* を求めている。

むすびにかえて

保険取引は高度に技術的な取引であり、再保険取引はプロフェッショナル（一般に業法規制を受けている保険会社）同士の取引である。一般事業会社の外国保険子会社の場合には、それを運営・管理するマネージャー（第三者である保険会社など）が関与する場合がある。それを所与として、課税上、支払保険料の損金算入制限を放棄し、それを CFC 税制で補完するのであれば、非関連者基準や保険に關する事実上のキャッシュ・ボックスの判定に際して、いずれも「取引の相手方」に依拠した判断のみでは、CFC 税制の対象とすべき取引を正確に把握できず、適切な課税には至らない。企業グループ内再保険取引への CFC 税制の適用が日本の税源浸食を防止するものであるならば、当該取引を正確に把握し、対処することが求められる。BEP S 行動 3 最終報告書では、CFC 税制の対象外とできる再保険取引の要件を示している⁽⁵²⁾。その要件は、再保険契約が独立企業間価格で設定

されていること、再保険会社においてリスク分散と保有がされていること、リスク分散によりグループ全体の経済的資本状況が改善していること、取引当事者が適切な業法規制を受けていること、元受保険にグループ外の第三者のリスクが含まれていること、CFCが必要なスキルと経験を有していること、CFCが実際に損失を被る可能性があること、である。これらのほとんどすべてを充足する場合にCFC税制の対象外にできるとする。これと同様の内容はOECD移転価格ガイドライン二〇二二年版においてもキャプティブの保険該当性判断の指標として示されており、企業グループ内再保険取引の正確な把握を求めている。このことは、CFC税制の対象外の前段として、移転価格税制の効果的な適用を問うものであり、自国企業との直接または間接的な再保険取引を前提にしているともいえよう。

米国のSubpart Eルールでは、保険リスクの所在は第一には問わないこととなったものの、免税契約ではリスクの所在を問うたうえで、その適用を制限している。制度創設当時は、保険料という名のもとのドルの流出とその損金算入による歳入減への対処として保険所得を創設したが、一九八六年税制改正においても、議会は国外への支払保険料の損金算入については税制が予定していない課税便益ととらえており、キャプティブへの課税強化をしている。

一方、日本のCFC税制では企業グループ内再保険取引に対する特別規定の明確化を図るとともに課税を強化しているが、本稿で取り上げた裁判例からは、CFC税制が再保険取引の実態に必ずしも応じたものではないことが明らかになっている。また、保険取引に係るCFC税制の数次の改正理由に鑑みると、パターン①から④は想定内として、外国再保険子会社への支払保険料の損金算入による税収減への対処をCFC税制にゆだねているとすれば、パターン⑤の外国間再保険取引を従来から積極的に対象としていたわけではなく、規定の不備の結果、対象となったにすぎないとの評価も可能ではないだろうか。外国間再保険取引の場合には、米国の連邦消費税の

ように再保険料支払国において源泉課税される場合がある。また、グローバルミニマム課税の実施によって最低課税が確保できるのであれば尚更、立法的対応が求められる。

その場合、CFC税制の対象となる企業グループ内再保険取引には、日本国との何らかのNexusが必要と考える。このNexusの試案として、国内の元受保険に係る再保険取引であること（国内にある保険リスクとそれに応じた保険料の支払があること）、または、内国法人が元受保険の保険契約者であること（元受保険が国内で締結されていること）などが考えられる。いずれの場合も、保険に関する国内源泉所得（所得税法一六一条一項一四号）の判断が契約締結地主義を採用していることと符合し、保険業法上の海外直接付保規制による保険引受の地理的制約とも整合的である。これらの試案のいずれも、国内の親会社から外国保険子会社へ保険料の流れが生じるとともに、日本の税源浸食に関係しない外国間再保険取引を対象外にすることができる。また、海外直接付保規制は他国においても一般に導入されているものであり（ボディワーク事件地裁判示）、保険所得については関係国間で課税が相互に干渉することは少ないと思われる。なお、前者は、米国の制度からの試案であり、後者は、本稿では触れることができなかったが英国の制度からの試案である。

本稿では、企業グループ内再保険取引に対するCFC税制全体に内在する問題をすべて網羅的に検討したわけではない。そのほかの論点については、別稿で補完したい。

〔付記〕 本研究はJSPS科研費23K01107の助成を受けた研究成果の一部である。

- (1) 支払保険料の損金算入性については、辻美枝「キャプティブと課税—支払保険料の控除可能性を中心に—」関西大学法学研究所『名護金融特区の現状と展望』(二〇〇五) 一〇九頁でファイナイト事件を素材に整理し、また、移転価格税制上の問題については、辻美枝「キャプティブ保険と移転価格税制」税研一八一号(二〇一五) 一〇八頁でオランダの移転価格税制との比較から若干の検討をした。
- (2) 大蔵財務協会『平成七年度税制改正のすべて』二九七頁。OECDによると、タックス・ヘイブンにキャプティブ保険会社を設立する場合、キャプティブの利益に係る税負担を最小限に抑えることよりも、高課税国で支払保険料を損金算入することがより重要である場合が多いとする(OECD, *International Tax Avoidance and Evasion*, 1987, p.26)。
- (3) 大蔵財務協会・前掲注(2)、二九八頁。
- (4) 日産自動車事件では、S7社がS6社以外の関連者からも再保険を引き受けていたようであるが、当該関連者に日本の内国法人が含まれているかは、裁判における事実認定からは不明である。
- (5) 本件は、マレーシアの連邦領ラプアン(経済特区)に設立したキャプティブの租税負担割合が争われたものである。ラプアンの税制とキャプティブに関しては、金親夕貴「マレーシアのラプアン税制の概要」税大ジャーナル三六号(二〇二四) 二三五頁参照のこと。
- (6) 山下友信『保険法(上)』(有斐閣・二〇一八) 一七頁脚注28。
- (7) 山下友信「キャプティブに関する序論的考察」前田重行ほか『前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷』(有斐閣・二〇〇九) 四九四—四九五頁。
- (8) リスク分散が不十分であると、再保険は機能不全に陥り破綻する。海外再保険取引の破綻事例として大成火災事件がある。当該事件に関しては、宮武敏夫「米国租税裁判所における大成海上火災(株)等対EYの長官九五年五月二日判決について」国際税務一五巻七号(一九九五) 九頁、吉村典久「恒久的施設としての代理人の概念—アメリカにおける一九九五年大成事件をきっかけに」金子宏編『国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引』(有斐閣・一九九七) 三八九頁、吉澤卓哉「大成火災破綻前史—破綻への途から外れる機会はなかったのか—」保険学雑誌六二七号(二〇一四) 一頁などが参考になる。

- (9) ロイズの二〇〇〇年五月一六日付書簡 MEXICO - WITHHOLDING TAX ON REINSURANCE PREMIUMS によれば、メキシコ政府は一九九九年一月一日から外国再保険会社への支払保険料に対して税率三・五%の源泉徴収税を導入し、二〇〇〇年一月一日から税率を二%に引き下げている (<https://assets.loyds.com/media/c430bfb-b33-43d4-84d3-69f115ed493e/Y2302.pdf>, last visited on 31 Oct 2024)。なお、米墨租税条約では、その前文において、当該源泉徴収税は免除とされており、米国の保険料に係る連邦消費税は対象税目（二条三項）に含まれている。内藤正人『メキシコの損害保険事情』損保総研レポート一〇九号（二〇一四年一〇月）三二頁も参照。
- (10) 例えば、所得税法九条一項一八号（非課税所得）、同法七六条五項一号（生命保険料控除）、一六一条一項一四号（国内源泉所得）、法人税法六〇条一項（保険会社の契約者配当の損金算入）、相続税法三条一項一号（みなし相続財産）など。
- (11) 経済産業省リスクファイナンス研究会「リスクファイナンス研究会報告書」リスクファイナンスの普及に向けて（二〇〇六）七〇頁脚注35。
- (12) 山下・前掲注(6)、一六頁。
- (13) 当該事件に関しては、例えば、野一色直人「ファイナイト保険をめぐる課税問題」税法学五六七号（二〇一二）二二七—二四〇頁、辻美枝「わが国における再保険取引への法人課税の現状と課題」二〇一一年度立命館大学東日本大震災に関する研究推進プログラム報告書『大震災と税制・財政の諸問題に関する研究』一頁所収の文献。
- (14) 林志行・湯川慶子「キャプティブ戦略の現状と課題」Japan Research Review 八巻七号六五—六六頁。
- (15) ほかにも保険会社特例として、実体基準（租特令三九条の一四の三第一項一号）、管理支配基準（租特令三九条の一四の三第四項一号・二号）や外国金融子会社等の判定（租特令三九条の一七第一項一号・二号、第二項一号・二号）がある。
- (16) 高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』（清文社・一九七九）九六頁。
- (17) この括弧書きが問題となったのが、日産自動車事件である。地裁段階の筆者の評価は、辻美枝「判批」ジュリス ト一五七九号一〇—一一頁。最高裁判決を踏まえた検討は、別稿を予定している。この括弧書きに関して、後述する米国制度との比較も踏まえると、「保険の目的」を「資産」または「損害賠償責任」に限定する理由はなく、「生命」

も含めるべきであろう。

- (18) 大蔵財務協会・前掲注(2)、二九七—二九八頁。
- (19) 大蔵財務協会『平成二九年度改正税法のすべて』六八一頁。
- (20) 大蔵財務協会『令和元年度改正税法のすべて』六三四—六三五頁。
- (21) 前掲注(20)、六二九—六三〇頁。
- (22) 前掲注(20)、六四二頁。
- (23) 高橋・前掲注(16)、九二頁。
- (24) 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法第4版』(東京大学出版会・二〇一九)一八七頁。
- (25) 淵圭吾『タックス・ヘイブン対策税制の意義と機能』『所得課税の国際的側面』(有斐閣・二〇一六)三六七頁。
- (26) 藤谷武史『行動3(有効なCFC税制の構築) 最終報告書』中里実ほか編『BEPsとグローバル経済活動』(有斐閣・二〇一七)一三九頁。
- (27) 長戸貴之『外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)の趣旨とその解釈のあり方』増井良啓他編著『市場・国家と法—中里実先生古稀祝賀論文集』(有斐閣・二〇二四)一九三—一九五頁。
- (28) 伴忠彦『外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考』税大論叢六三号(二〇〇九)一二六頁。
- (29) 長戸・前掲注(27)、一九四—一九五頁。
- (30) 概要については、岡村忠生・岩谷博紀『国外移転に対する実現アプローチ』岡村忠生編『新しい法人税法』(有斐閣・二〇〇七)二九二頁脚注23、野一色直人『米国における再保険と租税回避—内国歳入法典八四五条の検討を通して—』大阪学院大学法学研究三七卷一号(二〇一〇)六八頁などに説明がある。
- (31) 制度全般については、例えば、淵・前掲注(25)三四五頁、一高龍司『米国 Subpart F 税制の要点と問題点について』国際税制研究二二号(二〇〇九)八八頁、佐藤正勝『国際的租税回避行為等の類型及び対応策—米国のタックス・ヘイブン税制との比較を中心として—』税大論叢二二号(一九九二)一一〇頁など参照。
- (32) *Message from the President of the United States relative to our Federal Tax System, in Legislative History of the Internal Revenue Code, Amendments of 1961 : P.L. 87-29 : 75 Stat. 64 : May 4, 1961 ; and, P.L. 87-397 : 75 Stat.*

- 828 : October 5, 1961 : and, P.L. 87-321 : 75 Stat. 683 : September 26, 1961 (1961), pp.6-8.
- (33) *Id.*, p.7.
- (34) *Id.*, pp.6-7.
- (35) Herbert E. Moder, Subpart F Income and Minimum Distributions, Taxes-The Tax Magazine, Vol.48, No.2, 1970, p.118.
- (36) *Id.*, p.118.
- (37) *Id.*, p.118.
- (38) Joseph Isenberg, *International Taxation: U.S. Taxation of Foreign Persons and Foreign Income, Fourth Edition*, 2008, Vol.3, ¶73.2.
- (39) *Supra* note 35, p.118.
- (40) *Supra* note 38, ¶73.2.
- (41) *Id.*, ¶73.3.
- (42) Joint Committee Report JCS-10-87, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, p.968.
- (43) 一九八六年改正前の規定の内容は財務省規則に移管されているが (Treas.Reg.881.953-1, 1.953-2) 、参考程度のものである (See *supra* note 38, ¶73.5, Fn.17) 。
- (44) 当該免除は租税条約上の意図せざる効果であったため、一九九〇年一月一日以降は免除されていない (辻美枝「国境を跨ぐ保険取引と米国の連邦消費税」『公法の理論と体系思考』(信山社・二〇一七) 三五七—三五八頁) 。
- (45) 野一色直人「キャプティブ保険会社への保険料の損金該当性をめぐる米国の裁判例の展開について(1)」、(2・完)「大阪学院大学法学研究三八巻二号(二〇一二) 九三頁、三九巻一号(二〇一二) 五五頁、辻・前掲注(1)(二〇一五) 一〇九頁、中里実「キャプティブのアメリカ連邦所得税法上の取扱い」ジュリスト八〇四号(一九八三) 九九頁。
- (46) この段落の記述は、*supra* note 42, pp.968-969.
- (47) 以下の内容は、辻・前掲注(44)、三四一頁と重複する。連邦消費税に関する詳細および文献についてはそこで引

用については参考文献を参照。

- (48) Internal Revenue Service Excise Tax – Foreign Insurance Audit Techniques Guide (ATG), 5-2.
- (49) Validus Reinsurance, Ltd. v. United States, 786 F.3d 1039 (D.C. Cir. 2015).
- (50) Jasper L. Cummings, Jr., Is There Presumption Against Extraterritorial Taxes?, *Tax Notes*, Vol.151, No.1, 2016, p.65.
- (51) *Id.*, p.65.
- (52) OECD (2015), *Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, p.52, Fn.5.
- (53) OECD (2022), *OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations 2022*, OECD Publishing, Paris, para 10.199.